# 定　款

公益財団法人千葉交響楽団

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人千葉交響楽団という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、オーケストラによる音楽芸術の普及向上に関し必要な事業を行い、もって千葉県における文化の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）演奏会の開催

（２）音楽教室の開催

（３）音楽に関する講座の開設

（４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず､基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（公益目的取得財産残額の算定）
第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。
（会計原則）
第１０条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第４章　評議員

（評議員の定数）
第１１条　この法人に評議員１０人以上２０人以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）であ

る者
1　国の機関
2　地方公共団体
3　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
4　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
5　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
6　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１４条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は､定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会

の招集を請求することができる。
（議長）
第１９条　評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。
（決議）
第２０条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分又は除外の承認
（４）その他法令で定められた事項
（決議の省略）
第２１条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第２２条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

## 第６章　役員等

（役員の設置）
第２３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事３名以上１０名以内
（２）監事２名以内
２　理事のうち、１名を理事長、そのほか必要に応じて常務理事を置くことができる。
３　前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、法人法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任等）
第２４条　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会おいて別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は，毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第２６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
（役員の任期）
第２７条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２８条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議に基づいて行わなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第２９条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第７章　理事会

（構成）
第３０条　理事会はすべての理事をもって構成する。
（権限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３２条　理事会は，理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
（議長）
第３３条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が議長を代行する。
（決議）
第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

## 第８章　名誉会長

（名誉会長）
第３６条　この法人に，任意の機関として、名誉会長１名を置くことができる。
２　名誉会長は、千葉県知事とする。
３　名誉会長は、次の職務を行う。
（１）理事長の相談に応じること。
（２）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
４　名誉会長の選任、解任及び任期は、理事会において決議する。
５　名誉会長は、無報酬とする。

## 第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３７条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の多数による決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１２条についても適用する。
（解散）
第３８条　この法人は、法人法第２０２条に規定する事由によって解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第３９条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には､評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４０条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第１０章　事務局及び楽団員

（事務局及び楽団員）
第４１条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。
２　この法人の演奏に従事するため、楽団員を置く。
３　職員及び楽団員は、理事長が任命する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第１１章　公告の方法

（公告の方法）
第４２条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
３　この法人の最初の代表理事は石渡治康、業務執行理事は尾崎毅とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
赤田　靖英、伊東　正、岩田　利雄、宇留間　正、大平　純一郎
織戸　久雄、川西　八郎、鬼澤　佳弘、草野　啓治、国松　実枝子
高橋　忠彦、戸谷　久子、津吹　一法、服部　驍、日暮　秀一
藤田　勉、安田　敬一、山根　恭平、渡邉　清秋　　（五十音順）

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第５条関係）

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|---|---|
| 定期預金 | 千葉銀行　　３５，３００，０００円 |
| 定期預金 | 千葉興業銀行　　１５，０００，０００円 |
| 定期預金 | 京葉銀行　　１５，０００，０００円 |

（備考）
平成２８年１０月１日　第１条名称を千葉交響楽団に改称

平成２８年１０月１２日　第２３条２役員の設置の一部を変更